

## 油脂類等の交換作業に伴う適正な料金請求の指導について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局より通達がありましたのでお知らせ致します。

国自整第67号  
平成17年10月17日

自動車交通局技術安全部  
整備課長

### 油脂類等の交換作業に伴う適正な料金請求について

本年5月上旬、宮城県内の整備事業者においてオイル交換をした顧客からの情報により、実際のエンジンオイル交換量より過剰（0.5リットル～1.0リットル）に料金を請求していた事例があったことが判明しました。

このようなことは、自動車の適切な保守管理に不可欠な自動車の整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼の低下を招きかねない問題です。

よって、エンジンオイル等の油脂類、冷却液、フロン等の交換・補充量に応じ料金請求を行うものについては、適正に行うよう貴会傘下会員に周知徹底方よろしくお願ひ致します。

### 「車検拒否制度に関する各自動車整備振興会から国土交通省への

質問・意見・要望等について（要旨）」

駐車違反金未納車両の車検拒否制度の法制化に関する経過報告につきましては、先月の会報でお知らせ致しましたが、今回は標記Q&Aについて情報提供致します。

本制度においては、放置駐車違反をした自動車の使用者が、公安委員会より違反金納付の督促を受けた後、当該自動車の車検整備を整備事業者に依頼した場合、車検整備実施後、自動車または保安基準適合証を支局等に持込んだ際に、整備事業者に車検拒否が通知されることになります。

#### （1）車検拒否制度導入に関して

〔質問①〕

駐車違反金未納車両の車検拒否問題は整備業界にとって大変な問題であり、道路運送車両法とは関係のないものを車検とリンクさせることは、整備事業者の新たな負担となる。本制度を承諾した理由等をご教示願えないか。

【違法駐車対策は、道路交通の安全と円滑化を図るために重要な施策であり、国土交通省としても、悪質な法令違反者排除の観点から、取締りの強化が行われることとなる今回の道路交通法改正に際し、放置違反金未納者については継続検査等において自動車検査証の更新返付をしないこととし、本制度への協力をすることとしております。

なお、本施策の円滑な施行に当たっては、ユーザーに変わって検査手続きを行う整備事業者にご協力をいただく場合がありますが、整備事業者にとって過大な負担とならないよう十分配慮する必要があると考えており、自動車ユーザーへの広報活動等について関係機関と協議を続けております。】

#### （2）事前照会システム構築及び運用等について

**[質問①]**

運輸支局等で駐車違反金未納情報を簡便に知りえるシステムを構築できないか。

【事前照会システムについては、日整連からの要望を踏まえ、関係機関と協議を行った結果、以下の3つのシステムを構築することとしています。

- 1) 警察署における照会
- 2) FAXを利用した照会
- 3) インターネットを利用した照会

なお、システムの概要については、詳細が分かり次第、追ってお知らせいたします。】

**[質問②]**

警察庁から通知された車検拒否車両の情報を個人情報に該当しない範囲で、該当支局のものだけでも支局窓口、支局HPに掲載できないか。掲載事項は整備事業者が該当車両の可能性があるかどうかを判断できる範囲とし、該当する可能性がある場合には、車検関係書類を提示することで該当の有無を窓口等で回答するようにして頂けないか。

【行政機関の保有する個人情報保護法によれば、放置違反金未納者に関しては、登録番号等の車両情報のみであっても個人情報に該当することとなるころから、運輸支局の窓口、HPでの照会は困難と考えております。】

**[質問③]**

同意書を兼ねたOCRシートが作成できないか。

【OCRシートは車検手続きに使用することを目的としており、当該手続きに直接係わりのない事前照会に関する事項についての作成は困難と考えております。】

**(3) 駐車違反金等の支払に関して**

**[質問①]**

整備事業者が駐車違反金未納ユーザーと知らずに継続検査の更新に支局窓口へ行って更新ができなかった場合、自動車税あるいはリサイクル料金と同様に近隣の関係団体等に払い込み窓口を開設し、ユーザーに代わり整備事業者が一時的に違反金の立替払いができるようにならないか。

【放置違反金の納付方法に関しては、整備事業者が使用者の放置違反金の納付手続きを代行しても差し支えありません。なお、納付手続きは、各地方公安委員会が定めることとなっているため、各都道府県指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理機関で納付を受け付けることとなります。】

**(4) 公安委員会から国土交通省への情報通知に関して**

**[質問①]**

駐車違反金を検査直前に振り込んだ場合、更新手続きの際の確認方法としては、振込済納付書の本通が必要なのか、コピーでよいのか。また、FAXでもよいのか、FAXで可の場合はどこにFAXすればよいのか。

【放置違反金の納付確認については、本通により確認することとしております。】

**[質問②]**

国土交通省では、検査更新時での違反金の滞納情報等についてどう確認して、どう対処するのか。

【滞納情報のある車両は、車検証の更新時に電算情報処理システム上でエラーとなるよう、システムの変更を予定しております。】

[質問③]

駐車違反金未納情報等の更新はリアルタイムで更新されるのか。

【放置違反金未納に係る警察庁から国交省への情報更新はリアルタイムではなく、24時間毎に送信され更新される予定です。】

(5) 保安基準適合証関係及び検査合格後に未納が判明した場合等について

[質問①]

保安基準適合証（標章）を交付後、支局窓口にて違反金未納自動車である事が判明した場合、国土交通省ではどう対処するのか。（15日の有効期間が切れた時等）従来どおりであれば、整備事業者の負担が大きくなるのではないか。

【保安基準適合証等の有効期間について、今回の制度導入による特段の対応を取ることは考えておりません。】

[質問②]

第1回目の適合証交付後、駐車違反金未納自動車であることを確認した後、15日間を経過したため、違反金を納付していないにもかかわらず、再度指定整備を実施し、適合証を交付する行為は車両法違反とならないのか。

【保安基準適合証等の交付後において、有効期限切れにより、再度、点検整備を実施し保安基準適合証等を交付することは車両法上違反にはなりません。】

[質問③]

運輸支局等が確認した際に駐車違反金未納であった場合、検査証は返付されないこととなるが、指定工場においては、完成検査を行ってから15日以内に更新しなければ再度最初からやり直すこととなる。また、認証工場においては国の検査コースを通過後1週間以内に更新しなければ再度手数料が必要となります。その際に費用支払いについてトラブルが生じることが予想されることから、日数に余裕がない場合は特別の処置を考えて頂けないか。

【費用支払いに関するトラブルが発生することをもって、特別の措置を設けることは困難と考えております。】

(6) 登録事項の変更等について

[質問①]

使用者が駐車違反金督促を受け滞納している場合、継続検査以外の手続き（名義変更、抹消等）は可能か。

【放置違反金を滞納している場合でも、名義変更、抹消に関する手続きは可能です。】

[質問②]

駐車違反時の使用者が既に名義変更されていた場合、新使用者は車検を拒否されないのか。また、拒否されないとしたら抜け道にならないか。

**【使用者の名義が変更された場合、新たに使用者となった者が変更前の使用者の滞納を理由として車検証の更新が拒否されることはありません。】**

**[質問③]**

本制度では、駐車違反金未納自動車が車検拒否の対象になるが、移転等で登録番号が変更された場合でも、未納か否かの確認は速やかにできるのか。

**【使用者の変更が行われた場合には滞納情報が解除されますが、住所変更や番号変更等の使用者変更を伴わない変更では滞納情報は解除されません。また、住所変更等の情報が国交省から警察庁へ送信されるのは1日程度後になります。】**

**(7) ユーザーとのトラブル対応について**

**[質問①]**

運輸支局等の窓口で生じる可能性があるトラブル、または車検の流れ、手続きにおける影響について、国土交通省として何か想定しているのか。

**【放置違反金未納による窓口でのトラブルがないよう、ユーザーへの広報活動等に努めることとしています。】**

**[質問②]**

継続検査等の有効期間更新手続の確認時において、違反金が未納の場合でトラブル回避の為に何か具体的な対策を考えているか。教示願いたい。(例えば 警察本部へ直接支局より、問い合わせし納付済であれば、更新の手続きをとって頂けないか。)

**【システム上未納と判断された場合であっても、納付書等により納付の確認ができる場合は、更新手続きを行うこととしています。】**

**[質問③]**

駐車違反金未納者が継続検査等の直前に違反金を納付し、違反金を納付したことを証する書面を整備事業者に渡さなかったため、検査証の返付ができなかった場合は、トラブルが生じることが予測されます。そこで書面の提示が無くても、自動車使用者等から違反金が納付済みである申し入れがあれば例外として支局等において該当機関に問い合わせた上、検査証の返付ができるようにして頂けないか。

**【道交法の規定により「書面の提示」が必要ですので、ご指摘のような代替措置は困難と考えます。】**

**(8) その他**

**[質問①]**

受検の時に違反金が未納の場合、どの段階で判断し、受検拒否を告知するのか。(口頭で行うのか、文書で渡すのか) また、受検者等に違反金未納の事実を告知する場合、受検拒否の真実のみを伝えるのか、いつ、どこで違反したか等具体的な内容を伝えるのか。

**【滞納がある場合には、車検証の交付・返付の段階で拒否することとなります。また、告知の方法については現在検討中ですが、違反内容の具体的な情報は提供しない予定です。】**

**[質問②]**

整備事業者向け対応マニュアルを作成して頂けないか。

【現在のところ対応マニュアル作成の予定はありません。】

〔質問③〕

運輸支局・軽検査協会より車検前（1ヶ月以上前）にユーザーに対して、駐車違反金未納の場合車検が受けられなくなる旨通知して頂けないか。

【放置違反金未納者に対しては警察から、納付命令、弁明通知書、督促、催促の通知がされるとともに本制度の広報活動もポスター等により実施されることから当省からの事前通知は不要と考えています。】

〔質問④〕

車検拒否理由について整備事業者がユーザーに説明する義務はないでは。車検を拒否する国土交通省がユーザーに説明する義務があるのではないか。

【国が自動車検査証の交付を行わない場合、国は使用者に対してその理由を教示することは行政手続法上必要なことから、使用者の申請代理人である整備事業者に教示することも可能と考えております。】

〔質問⑤〕

車検更新の際、駐車違反金未納自動車に該当した場合、自動車使用者宛てに有効期間が更新できない旨の明確な文書を支局等において作成してもらえないか。

【車検証の返付を行わない場合、違法駐車に関する車検制度との係わりを記載した書面を受検者に対して配布することを検討中です。】

〔質問⑥〕

整備事業者自身が駐車違反をして、その違反金が納付していない状況で、ユーザーの車検業務を行うことや、指定整備事業者が適合証を発行する行為等について問題ないのか。

【問題ありません。】

**自動車に備える灯火の数、取付要件が改正されました**

自動車検査法人は、国土交通省が平成17年11月9日に灯火の数、取付要件等について細目告示の一部を改正したため、審査事務規程の一部改正を行い、平成17年11月9日から施行しました。

主な改正の概要は、次のとおりです。

- ◇ 灯火の数及び取付要件に係る基準の改正
- ① 長さ6メートルを超える乗合自動車と貨物自動車の後退灯の数について、従来の「2個以下」の要件を「2個、3個又は4個」に改正した。  
(審査事務規程4-78-3、4-78-10-3、4-78-11-3、5-78-3)
- ② 前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、前部反射器、側方灯、側方反射器、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、後部反射器、制動灯、補助制動灯及び方向指示器について、自動車の構造上、視認角度の要件に適合するように取り付けられない場合の取り付け方法について規定した。  
(審査事務規程4-61-3、4-63-3、4-64-3、4-65-3、4-66-3、4-67-3、4-69-3、4-70-3、4-71-3、4-72-3、4-73-3、4-76-3、4-77-3、4-79-3、5-61-3、5-63-3、5-64-3、5-65-3、5-66-3、5-67-3、5-69-3、5-70-3、5-71-3、5-72-3、5-73-3、5-76-3、5-77-3、5-79-3)

- ③ 細目告示別添の技術基準が改正され、灯火等の光源は、特殊な工具等を使用することなく交換できなければならぬことに伴い、当該基準の適用時期を規定した。  
(審査事務規程 4-105)
- ④ 色度の変化する灯火は、光度が増減する灯火として取り扱うことを規定した。  
(審査事務規程 4-82-1、5-82-1)  
なお、審査事務規程の全文等は、検査法人のホームページ  
(<http://www.navi.go.jp/>) に掲載されていますのでご参考下さい。

## 第1回経営研修会が開催されました

第1回経営研修会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

日 時 平成17年11月25日（金） 19：00～  
場 所 振興会 大講堂  
出 席 者 25名

### 研修内容

#### I. 働くとは

1. あなたは、何の為に、そして誰の為に働いているのですか？  
◆働くとは、人類の義務である ◆働くことの意義と目的  
◆誰のために働いているのか ◆職人と技術者の違い
2. あなたの給与や賞与は、誰が払ってくれているのですか。
3. 労働の質を高くする働き方  
◆労働とは ◆知識とは
4. 人間の欲求は（段階的内容）

#### II. これから経営者に求められるもの

1. インフレとデフレについて  
◆「内外価格差の是正運動」としてのデフレ
2. 業界の動向（これからの方向）を知る

受講者の皆様方、大変ご苦労さまでした。第1回の経営研修会が皆様の実りあるものになればと思っています。残り4回の研修会におかれましても引き続きよろしくお願ひします。

## 点検整備推進イベント実施結果

南アルプス北支部並びに大月支部では、「地元開催のイベントに積極的に参加することにより、地域の皆様に広くAMSの整備工場を周知するとともに、振興会傘下の整備事業者が自動車ユーザーとのコミュニケーションを深め、自動車ユーザーに自動車の基本構造及び点検・整備についての知識と理解を広める」ことを目的とし地域開催のイベントに参加しました。

## 第3回商工会まつり&心あったか祭り2005

（南アルプス北支部）

日 時 平成17年11月3日（木） 9：00～  
場 所 南アルプス市白根桃源文化会館  
参 加 者 関東運輸局、山梨運輸支局、整備振興会、南アルプス北支部  
実施内容 ・「自動車点検整備推進デー」として、関東運輸局縫島専門官をはじめ、山梨運輸支局井出支局長、吉田整備課長、佐野専門官、村松専門官も参加し、点検整備推進イベントを実施

- ・南アルプス北支部会員の皆様が自動車点検コーナーを設置し、来場された方の自動車を無料点検
- ・てんけんくんとせいびちゃんと共に来場されたユーザーにチラシやパンフレットを配布し、点検・整備の必要性や保守管理の大切さをPR
- ・カットモデルの展示
- ・定期点検意識調査アンケート
- ・AMSの整備工場の周知、自動車ユーザーとのコミュニケーション

商工会まつりで  
点検整備アピール  
山梨運支と山梨整振

【甲府】関東運輸局山梨運輸支局（井出廣久支局長）と山梨県自動車整備振興会（荻原公明会長）は3日、南アルプス市桃源文化会館で開催された「第3回商工会まつり＆心あつたか祭り2005」で、点検整備の重要性を広く市民に訴えた。写真。

【甲府】関東運輸局山梨運輸支局（井出廣久支局長）と山梨県自動車整備振興会（荻原公明会長）は3日、南アルプス市桃源文化会館で開催された「第3回商工会まつり＆心あつたか祭り2005」で、点検整備の重要性を広く市民に訴えた。写真。

平成17年11月10日（木）  
日刊自動車掲載記事

同支局では、同振興会と連携して約50台を目標に無料自動車簡易点検サービスを行うなど、点検整備アピールした。当日は支局始め同振興会の南アルプス北支部（清水富雄支部長）ら40人が参加し、訪れた運転者が愛車を使用し簡単な日常点検を説明。同支局の吉田紳一整備課長は、「日常点検を訴えることで意識を高め、定期点検につなげていきたい」と話していた。



てんけんくんとせいびちゃん



振興会南アルプス北支部ブースの風景



無料自動車簡易点検



無料自動車簡易点検

## 第1回ふるさと産業まつり

(大月支部)

日 時	平成17年11月13日(日) 9:00~
場 所	大月市 旧興和コンクリート跡地(東京電力となり)
参 加 者	大月支部、整備振興会
実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>無料マイカ一点検教室(先着50名様に粗品プレゼント)</li><li>飴のつかみ取りコーナーの設置(子供向け)</li><li>定期点検意識調査アンケート並びに特定財源見直しへの緊急対応署名活動</li><li>てんけんくんの着ぐるみによる点検整備推進PR(チラシ、パンフレット等の配布)</li><li>AMSの整備工場の周知、自動車ユーザーとのコミュニケーション</li><li>パネル等の展示</li></ul>

織物や農作物販売  
自動車整備もPR  
**大月で産業まつり**

大月市商工会とJAクレインは十三日、同市御太刀二丁目の興和コンクリート跡地で第一回ふるさと産業まつりを開いた。市内の約六十の事業所や市民グループが出店、織物や農作物などを販売し、大勢の人でにぎわった。

陸上自衛隊第一音楽隊や市内のハワイアン演奏グルーピングなどが楽曲を披露。DVDレコーダーなどが当たるbingo大会も開かれた。

来場者に演奏を披露した陸上自衛隊第一音楽隊  
=大月市御太刀2丁目



平成17年11月14日(月) 山梨日日新聞掲載記事



マイカ一点検教室風景



整備振興会大月支部ブースの風景



飴のつかみ取り



てんけんくんによるPR

### 県民の日（技能まつり）・軽自動車まつり

「自動車ユーザーの自動車に対する自主的な保守管理意識の高揚を図り、自動車の適切な点検・整備の実施促進を通じて自動車の事故防止並びに地球環境保全等に資するため、自動車ユーザーとのコミュニケーションを深め、自動車ユーザーに自動車の基本構造及び点検・整備についての知識と理解を広める」ことを目的として標記イベントに参加しました。

#### **県民の日（技能まつり）**

- 日 時 平成17年11月13日（日） 9：30～  
場 所 小瀬スポーツ公園  
参 加 者 整備振興会  
実施内容
  - ・チラシ、パンフレット等による点検整備推進PR（着ぐるみせいびちゃん）
  - ・エンジン・シャシカットモデルの展示
  - ・特定財源見直しへの緊急対応署名活動
  - ・コーヒー販売、商品販売
  - ・AMSの整備工場の周知、自動車ユーザーとのコミュニケーション



会場風景



注目のまと☆せいびちゃん☆

#### **山梨県軽自動車まつり**

- 日 時 平成17年11月19日（土）～20日（日） 10：00～  
場 所 アイメッセ山梨  
参 加 者 整備振興会、AMS山梨青年部

- 実施内容**
- ・日常点検の実施方法等を主体とした「無料点検コーナー」  
(A M S 山梨青年部)
  - ・エアアバッグの展開実演 4回  
(A M S 山梨青年部)
  - ・チラシ・パンフレットの配布
  - ・展示パネルによる点検整備の推進
  - ・てんけんくんクイズ てんけんくんぬりえ
  - ・特定財源見直しへの緊急対応署名活動
  - ・バルーンアート ポップコーンの無料配布等



子供に囲まれるてんけんくんとせいびちゃん



無料点検コーナー



エアバック展開！！



ポップコーン無料配布

### 点検整備推進イベント実施結果について

南アルプス北支部並びに大月支部では、「地元開催のイベントに積極的に参加することにより、地域の皆様に広くAMSの整備工場を周知するとともに、振興会傘下の整備事業者が自動車ユーザーとのコミュニケーションを深め、自動車ユーザーに自動車の基本構造及び点検・整備についての知識と理解を広める」ことを目的とし地域開催のイベントに参加しました。

### 第3回商工会まつり&心あったか祭り2005

(南アルプス北支部)

- 日 時** 平成17年11月3日(木) 9:00~
- 場 所** 南アルプス市白根桃源文化会館
- 参 加 者** 関東運輸局、山梨運輸支局、整備振興会、南アルプス北支部
- 実施内容**
- ・「自動車点検整備推進デー」として、関東運輸局縫島専門官をはじめ、山梨運輸支局井出支局長、吉田整備課長、佐野専門官、村松専門官も参加し、点検整備推進イベントを実施

- ・南アルプス北支部会員の皆様が自動車点検コーナーを設置し、来場された方の自動車を無料点検
- ・てんけんくんとせいびちゃんと共に来場されたユーザーにチラシやパンフレットを配布し、点検・整備の必要性や保守管理の大切さをPR
- ・カットモデルの展示
- ・定期点検意識調査アンケート
- ・AMSの整備工場の周知、自動車ユーザーとのコミュニケーション

### 第1回ふるさと産業まつり

(大月支部)

日 時	平成17年11月13日（日）9：00～
場 所	大月市 旧興和コンクリート跡地（東京電力隣）
参 加 者	大月支部、整備振興会
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料マイカー点検教室（先着50名様に粗品プレゼント）</li> <li>・飴のつかみ取りコーナーの設置（子供向け）</li> <li>・定期点検意識調査アンケート並びに道路維持特定財源見直しへの緊急対応署名活動</li> <li>・てんけんくんの着ぐるみによる点検整備推進PR（チラシ、パンフレット等の配布）</li> <li>・AMSの整備工場の周知、自動車ユーザーとのコミュニケーション</li> <li>・パネル等の展示</li> </ul>

### 県民の日（技能まつり）・軽自動車まつり

「自動車ユーザーの自動車に対する自主的な保守管理意識の高揚を図り、自動車の適切な点検・整備の実施促進を通じて自動車の事故防止並びに地球環境保全等に資するため、自動車ユーザーとのコミュニケーションを深め、自動車ユーザーに自動車の基本構造及び点検・整備についての知識と理解を広める」ことを目的として標記イベントに参加しました。

#### 県民の日（技能まつり）

日 時	平成17年11月13日（日） 9：30～
場 所	小瀬スポーツ公園
参 加 者	整備振興会
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、パンフレット等による点検整備推進PR（着ぐるみせいびちゃん）</li> <li>・エンジン・シャシカットモデルの展示</li> <li>・特定財源見直しへの緊急対応署名活動</li> <li>・コーヒー販売、商品販売</li> <li>・AMSの整備工場の周知、自動車ユーザーとのコミュニケーション</li> </ul>

#### 山梨県軽自動車まつり

日 時	平成17年11月19日（土）～20日（日） 10：00～
場 所	アイメッセ山梨
参 加 者	整備振興会、AMS山梨青年部
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検の実施方法等を主体とした「無料点検コーナー」（AMS山梨青年部）</li> <li>・エアアバッグの展開実演 4回（AMS山梨青年部）</li> <li>・チラシ・パンフレットの配布</li> </ul>

- ・展示パネルによる点検整備の推進
- ・てんけんくんクイズ
- ・てんけんくんぬりえ
- ・特定財源見直しへの緊急対応署名活動
- ・バルーンアート
- ・ポップコーンの無料配布等

### 指定協企画委員会が開催されました

指定協企画委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

日 時	平成17年11月21日（月） 15：00～		
場 所	振興会会議室		
出 席 者	水野委員長 羽中田委員 小澤委員 相馬委員 佐藤委員 伊藤委員 南 委員 村松委員 雨宮委員 大村委員 細田委員 渡辺委員 榎原委員		
	羽中田委員	小澤委員	相馬委員
	佐藤委員	伊藤委員	南 委員
	村松委員	雨宮委員	大村委員
	細田委員	渡辺委員	榎原委員

#### 会議事項

- 各専門部会等の検討事項と組織構成について
- 企画委員会検討事項の審議
- その他

### 街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。  
なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参加者	摘要		
			運輸支局	6 名	総点検台数
11月17日 13:30～ 16:00	鰍沢警察署 構内	振興会 南巨摩北支部	6 名	違反車両数 内整備命令 口頭警告 車検切れ	10 台 7 台 3 台 0 台

### 平成17年度整備主任者（技術）研修が開催されます

平成17年度整備主任者（技術）研修を開催しています。

該当日時等は、郵送にて各事業場へ通知していますので必ず受講されますようお願いします。

すでに該当支部において研修が終了している未受講の事業所は、下記日程のいずれかに受講されますようお願い致します。

- 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者  
(1事業場1名以上)
- 研修場所 振興会研修センター
- 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
- 研修内容 (学科) ①新機構、新装置の解説

- ②作業環境汚染の防止等について  
 (実習) ①電気配線図を活用する診断技術  
 ②ハイブリットシステム
5. 研修証明 研修修了の証明を行いますので、自動車整備士技能者手帳を必ず持参して下さい。
6. 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
7. 研修時間 受付 9:00～9:30  
 研修 9:30～16:00
8. 研修日程

月 日	該当支部
17年12月15日(木)	峡北・塩山
18年 1月19日(木)	日下部・南巨摩南
2月 2日(木)	垂崎・上野原
2月 9日(木)	南アルプス南・東八
2月16日(木)	支部外

### 平成17年度第2回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が実施されますのでお知らせします。

- 受付期間 平成17年12月5日(月)～12月9日(金)
- 教習日程 平成18年2月初旬予定
- 試問日 平成18年2月14日(火)予定
- 教習を受けられる資格  
 整備主任者に選任され、且つ、教習開始日の前日までに1年以上の実務経験を有する者であって、直近の整備主任者研修(法令)を受講していることと、次の各号に該当する者。  
 ①指定工場の事業場に従事している者  
 ②指定整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者  
 ③上記の内②に勤務を予定している者
- 教習会場 整備振興会内
- 申込方法 教習受講申請書等は、教育課窓口に用意します。

### 平成17年度第2回自動車整備士技能登録試験が実施されます

標記試験が次のとおり実施されますので振興会、教育課にお申込下さい。  
 登録試験申請用紙は教育課に用意しております。

- 実施種目 1級小型自動車  
 2級ガソリン自動車 2級ジーゼル自動車  
 3級自動車シャシ 3級自動車ガソリン・エンジン  
 3級自動車ジーゼル・エンジン  
 3級二輪自動車  
 自動車電気装置 自動車車体 2級シャシ自動車
- 申込期間 平成18年1月23日(月)～1月27日(金)
- 試験日 平成18年3月26日(日)
- 試験会場 振興会研修センター
- 受験資格 1級受験者は2級合格後3年以上の実務経験者  
 2級受験者は3級合格後3年以上の実務経験者

3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

注) 実務経験の短縮

2級 大学機械科卒業者 1. 5年

高校機械科卒業者 2. 0年

3級 大学・高校機械科卒業者 0. 5年

#### 6. 申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口にあります）

②受験手数料2,500円 1級は4,200円（通信、用紙代含む）

③1級受験者は2級の合格証、2級受験者は3級の合格証

④写真1枚（縦6cm×横4.5cm）

⑤印鑑

#### 7. その他 ご不明な点は教育課までご連絡下さい。

TEL 055-262-4422

### 第15回全日本自動車整備技能競技大会が開催されました

標記競技大会が、整備事業の公共性と業界の教育訓練、技能鍛磨の姿勢を広く社会に示し、業界の健全な発展と、自動車の安全確保及び環境保全に寄与すること等を目的に、国土交通省、関係当局、関係団体、各自動車メーカー等の後援、協賛並びに協力を得て、11月12日（土）東京国際展示場ビックサイトにおいて開催されました。

本県代表の、細田浩一選手〔(株)セントラルモーターズ〕、柳原一之選手〔(有)ツルオートサービス〕は出場52チームの全国の精銳に混じって、日頃培った実力を思う存分発揮され、正々堂々と競技しました。

この競技大会を通じ、整備士相互の連帯交流を強める一方、車の安全確保、公害防止、環境の保全に取り組むことの重要性を各選手とも再認識され、当初の目的は十分達成されたものと思います。

なお、全国大会上位入賞チームは次のとおりです

1. 全国総合賞 平均点 743.1 (1000点満点)

順位	振興会名	得点
優勝	栃木	930
準優勝	千葉	900
第3位	岩手	890
第4位	山形	870
第4位	長野	870
第6位	奈良	860
第6位	函館	860
第6位	徳島	860
第6位	愛知	860

なお、当日の競技内容と問題（設問）の概要は次のとおりです。

#### I 実車競技問題

1年点検と不具合箇所の故障診断、測定、調整、修理を行なった  
設定箇所【エンジン関係】

① フューエルポンプリレーの断線

（正常ダイアグコード エンジンが始動しない）

② クランク角センサー系統の断線（異常ダイアグコード）

③ スロットルセンサー系統の断線（異常ダイアグコード）

- ④吸気温センサー系統の断線 (異常ダイアグコード)
- ⑤エアフローセンサー系統の断線 (異常ダイアグコード)
- ⑥吸気圧力センサー系統の断線 (異常ダイアグコード)
- ⑦オイルコントロール系統の断線
- ⑧スパークプラグギャップの過大又は過少
- ⑨駆動ベルトのゆるみ (A C又はオールタネータ)
- ⑩バッテリターミナルのゆるみ

#### 設定箇所【シャシ関係】

- ①リヤランプ系統抵抗異常 (ランプが暗い)
- ②ブレーキパイプ取り付けボルトゆるみ
- ③スペアタイヤ空気圧不足
- ④ワイパブレード亀裂
- ⑤マフラーハンガーラバー亀裂
- ⑥パーキングブレーキスイッチ取付け位置ずれ
- ⑦運転席シートベルト警告灯系統の断線
- ⑧ホーン本体異物嗜込又調整不良
- ⑨ルームランプ本体断線
- ⑩ブレーキ警告灯短絡

#### 1年点検作業を行いながら測定する項目

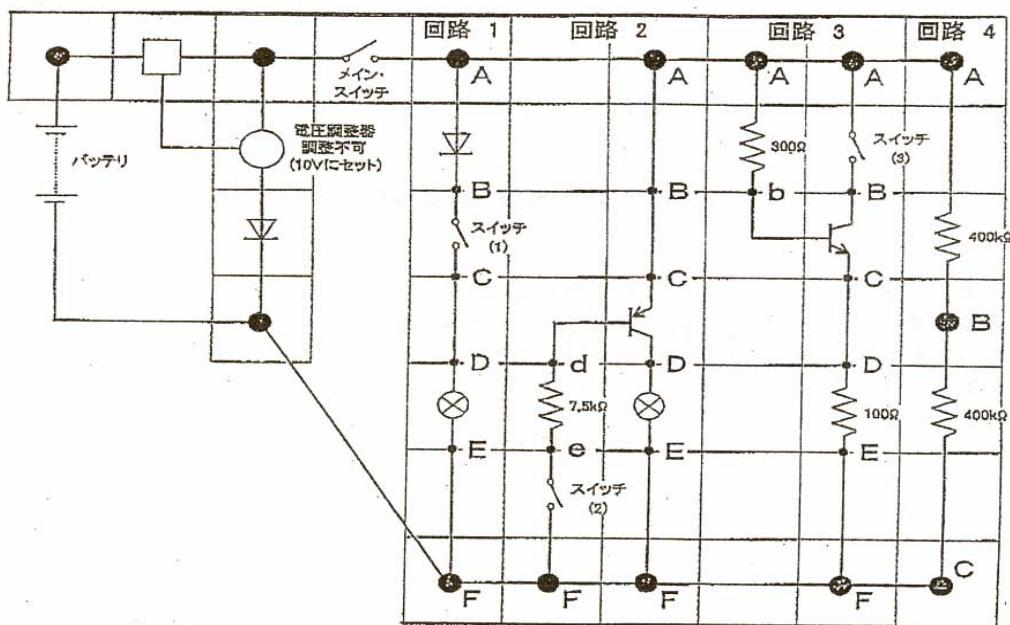
- ①ブレーキペタルの遊び
- ②ブレーキパットの厚さ (左フロント)
- ③ブレーキライニングの厚さ (左リヤリーディングシュー)
- ④タイヤの残り溝の深さ
- ⑤バッテリの比重 (1槽)

#### II 基礎作業

下図の電気パネルの各点の電圧測定を行い不具合箇所を指摘する

- ①回路1はダイオードの作動点検と回路点検
- ②回路2はP N Pトランジスタの作動点検と回路点検
- ③回路3はN P Nトランジスタの作動点検と回路点検
- ④回路4は上又は下の抵抗の変化とB点の電圧変化 (分圧)

☆表示抵抗値とパネルの抵抗体の抵抗値のずれ



### III アドバイザー競技

#### ①入庫車両のデータ

初度登録 平成15年11月

有効期間の満了する日 平成18年11月1日

2000ccガソリンエンジン車 AT

走行距離 30000km

②お客様の申し出で 時々エンジンが始動しない時がある

③問診 シフトレバーをガチャガチャ動かすとスタータモータが回転する事を確認する

④推定故障原因の説明 インヒビターSWの故障（内部端子接触不良）

⑤リサイクル料金についての質問あり

⑥注意点 挨拶 専門用語を使わない 定期点検の勧誘